



# 新銀行実務講座

第15巻 銀行業界の諸問題

中林哲太郎 編



有 斐 閣

---

## 編 者 紹 介

大正 5 年生

昭和15年 東京大学経済学部卒業

現 在 全国銀行協会連合会業務部長



---

昭和 43 年 6 月 25 日 初版第 1 刷印刷

昭和 43 年 6 月 30 日 初版第 1 刷発行

¥ 1300.

### 新銀行実務講座 第15巻 銀行業界の諸問題

編 者 なか 中 ばやし 林 てつ 哲 た 太 ろう 郎

発 行 者 江 草 忠 允

発 行 所 東京都千代田区神田神保町 2~17  
株式会社 有 斐 閣

電話 東京 (265) 6811 (代表)

振 替 口 座 東 京 370 番

本郷支店 文京区東京大学正門前

京都支店 左京区北白川追分町 1

---

印刷・藤本綜合印刷株式会社 製本・株式会社 高陽堂

© 1968, 中林哲太郎. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

## は し が き

本書は、新銀行実務講座全 15 巻のうちの 1 巻として「銀行業界の諸問題」を取り扱ったものである。その内容は、昭和 31 年に同じく有斐閣から刊行された旧銀行実務講座第 14 巻「銀行業務の諸問題」（当時の全銀協業務部長・安原米四郎著）を再構成して全面的に稿を新たにしたものであり、銀行協会がこれまで扱ってきた銀行業務にかんする銀行間の申合せ事項を重点的に解明したものである。

周知のように、銀行協会は民間の銀行を構成員とする業者団体であるが、銀行間に共通の問題は必要に応じて協会で審議され、そこで取り決められた諸事項は各種の「申合せ」となって構成員である各銀行により遵守されることとなるのである。

本書では、このような役割と機能をもつ銀行協会が現在までに取り扱ってきた銀行業務および銀行事務にかんする諸問題を 10 章にわけて整理し、その問題点の所在を叙述した。本書の標題である「銀行業界の諸問題」とは、このような銀行業務にかんする銀行間に共通した諸問題という意味であり、その範囲は、戦後、全銀協の業務部および事務部（昭和 42 年 5 月新設）が取り扱ってきた問題に限られている。したがって、業界の諸問題といっても、銀行業をとりまく外部環境などはここでは叙述の直接の対象とはなっていないのである。

旧版刊行以後、銀行の業務面においてもいちじるしい変化がみられたが、本書は、これら情勢の推移に即応して、現時点において可能なかぎり取り扱う問題の範囲を拡大した。銀行実務担当者に、本書が多少でもお役に立つことができれば幸いである。またさらに、本書により、銀行協会の業界における役割というものについていっそう理解を深めていただければ、これにまさる喜びはない。

## 2 はし が き

本書の執筆には、柴崎純之介、伊達良治、岡田孝、岩本義信、水谷耕一郎、吉田暁、平山雄三、大山広、鎌田広一、高橋照三、内田民夫の諸氏のご協力を得た。上記の諸氏は、日常の業務が多端であったにもかかわらず、快くご協力下さったことに衷心より感謝するとともに、出版にかんして一方ならずお世話になった有斐閣編集部の方々にも深く謝意を表したい。

昭和 43 年 5 月

中 林 哲 太 郎

## 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第 1 章 銀行業務と銀行協会             | 1  |
| 序 説 銀行団体の自治機能               | 1  |
| 1. 戦前の自治機能                  | 2  |
| 手形交換規則(2)/預金利子協定・手数料協定(3)   |    |
| 2. 銀行団体の解体                  | 4  |
| 第 1 節 自治組織の新発足と独占禁止法        | 6  |
| 1. 自治組織の復活                  | 6  |
| 東銀協定款・全銀協規約(6)/各種協定の引きつぎ(7) |    |
| 2. 独占禁止法と自治機能               | 8  |
| 第 2 節 銀行業の特性と銀行協会           | 10 |
| 1. 銀行業の特性と協調                | 10 |
| 2. 銀行業務の画一性・連関性             | 12 |
| 3. 銀行協会の役割と構成               | 13 |
| 銀行協会の役割(13)/銀行協会の構成(14)     |    |
| 第 3 節 銀行業務の多様化と機械化          | 17 |
| 1. 消費者金融の拡大                 | 17 |
| 2. クレジット・カード, 自動口座振替        | 18 |
| 3. 銀行事務機械化と銀行間の協調           | 20 |
| 第 2 章 金利および手数料              | 25 |
| 第 1 節 貸出金利とその決定方式           | 25 |
| 1. はじめに                     | 25 |
| 2. 貸出金利の協定                  | 27 |
| 3. 金利協定の廃止と臨時金利調整法          | 29 |
| 4. 自主規制金利                   | 34 |

## 4 目 次

|     |                                                                                                                                  |    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|     | 臨時金利調整法の改廃に関する意見 (34)／自主規制金利の採用 (34)<br>／自主規制金利の性格とその体系 (36)                                                                     |    |
| 5.  | 貸出金利規制方式の今後の問題                                                                                                                   | 42 |
| 第2節 | 預金利子とその決定方式                                                                                                                      | 46 |
| 1.  | 預金利子協定                                                                                                                           | 46 |
| 2.  | 臨時金利調整法による預金利子の規制<br>臨時金利調整法による規制の概要 (52)／特利預金の自粛 (54)                                                                           | 52 |
| 3.  | 預金利子規制方式の今後の問題                                                                                                                   | 56 |
| 第3節 | 手数料                                                                                                                              | 58 |
| 1.  | 概 要                                                                                                                              | 58 |
| 2.  | 手数料に関する銀行間申合せの推移                                                                                                                 | 59 |
| 3.  | 各種手数料の現状<br>預金関係手数料 (62)／貸出関係手数料 (64)／内国為替関係手数料<br>(64)／配当金支払手数料 (66)／株式払込手数料 (66)／社債関係手数料<br>(66)／保護預り手数料 (67)／保証 (68)／その他 (68) | 62 |
| 第3章 | 預金関係                                                                                                                             | 69 |
| 第1節 | 預金種目の変遷と付利単位等                                                                                                                    | 69 |
| 1.  | 戦前における預金種目<br>定期預金・当座預金・公金預金等 (69)／特別当座預金・通知預金 (70)                                                                              | 69 |
| 2.  | 戦時中における新種預金の誕生とその整理<br>新種預金 (71)／預金種目の整理 (72)                                                                                    | 71 |
| 3.  | 戦後における預金種目の新設<br>通知預金の復活 (73)／割増金付定期預金 (73)／無記名定期預金 (75)<br>／納税準備預金・納税貯蓄組合預金 (76)／ネット預金・期日指定預<br>金等 (76)／長期預金 (77)               | 73 |
| 4.  | 預入最低金額・付利単位について                                                                                                                  | 77 |
| 第2節 | 歩積・両建預金について                                                                                                                      | 79 |
| 1.  | 概 説                                                                                                                              | 79 |

|     |                                                                                                                            |     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|     | 歩積・両建預金とは何か(79)／歩積・両建預金はなぜ行なわれるのか(80)                                                                                      |     |
| 2.  | 歩積・両建預金問題の経緯概要                                                                                                             | 81  |
|     | 戦前から昭和37年頃まで(81)／開放経済体制をひかえて(84)／国会の介入(86)                                                                                 |     |
| 3.  | 現行の自粛措置                                                                                                                    | 88  |
| 4.  | 自粛措置関連資料                                                                                                                   | 98  |
| 5.  | む す び                                                                                                                      | 102 |
| 第3節 | 統一手形用紙制度                                                                                                                   | 104 |
| 1.  | 統一手形用紙制度実施の経緯                                                                                                              | 104 |
| 2.  | 統一手形用紙制度の骨子                                                                                                                | 104 |
| 3.  | 統一手形用紙制度の概要                                                                                                                | 106 |
|     | 統一手形用紙の作成・交付(106)／統一約束手形用紙の取扱い(106)／統一為替手形用紙の取扱い(109)／当座勘定契約の追加特約(110)                                                     |     |
| 4.  | 手形専用当座勘定制度の創設                                                                                                              | 114 |
|     | 本制度創設の経緯(114)／本制度の概要(115)／  口座に係る約定書(118) |     |
| 5.  | 統一手形用紙の特例扱い                                                                                                                | 119 |
|     | 約束手形の特例扱い(119)／為替手形の特例措置(121)／その他(122)                                                                                     |     |
| 6.  | 統一手形用紙制度の経過措置                                                                                                              | 122 |
| 第4節 | 横書小切手                                                                                                                      | 124 |
| 1.  | 概 要                                                                                                                        | 124 |
| 2.  | 経 緯                                                                                                                        | 125 |
| 3.  | 横書小切手の規格、様式                                                                                                                | 126 |
|     | 規格(126)／様式(128)                                                                                                            |     |
| 4.  | 小切手金額の取扱い                                                                                                                  | 129 |
|     | アラビア数字の使用(129)／小切手金額の取扱い(130)                                                                                              |     |
| 第5節 | 少額貯蓄非課税制度                                                                                                                  | 133 |
| 1.  | 42年7月の主な改正点                                                                                                                | 133 |

## 6 目 次

|                                                                                            |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 非課税貯蓄申告書の取扱い (134)／非課税貯蓄申込書の取扱い (136)<br>／非課税貯蓄限度額変更申告書の取扱い (136)／非課税貯蓄廃止申<br>告書の取扱い (137) |     |
| 2. 銀行の取扱い手続                                                                                | 137 |
| 非課税貯蓄申告書の取扱い (138)／非課税貯蓄申込書の取扱い (141)<br>／非課税貯蓄限度額変更申告書の取扱い (142)／非課税貯蓄廃止申<br>告書の様式 (146)  |     |
| 3. 各種申告書の効力関係                                                                              | 146 |
| <b>第4章 内国為替</b>                                                                            | 151 |
| 第1節 内国為替の概要                                                                                | 152 |
| 1. 為替の種類                                                                                   | 152 |
| 為替の分類 (152)／内国為替の内容 (152)                                                                  |     |
| 2. 銀行間の暗号                                                                                  | 154 |
| 3. 為替取引契約                                                                                  | 154 |
| 為替取引契約の意義 (154)／基本契約 (155)／追加契約 (158)／特約<br>書 (158)                                        |     |
| 4. 為替決済制度                                                                                  | 159 |
| 為替尻付替制度 (159)／内国為替集中決済制度 (160)／為替交換決済<br>制度 (160)／為替決済制度 (160)                             |     |
| 第2節 内国為替業務の合理化措置                                                                           | 162 |
| 1. 直送代手に関する取扱い                                                                             | 162 |
| 決定の経緯 (162)／取扱いの骨子 (163)／本取扱いの効用 (164)                                                     |     |
| 2. 同地振込制の採用                                                                                | 164 |
| 同地振込制について (164)／国庫金の当座口振込 (手形交換決済)<br>の取扱い (169)                                           |     |
| 3. 各種通信機器の開発と地銀データ通信事業の実施                                                                  | 170 |
| <b>第5章 代理事務</b>                                                                            | 175 |
| 第1節 支払代理事務                                                                                 | 175 |
| 1. 株式配当金支払代理事務                                                                             | 175 |

|                                                                                                             |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 配当金領収証による支払方式 (176)／配当金振込制度 (183)                                                                           |     |
| 2. その他支払代理事務                                                                                                | 190 |
| 第2節 受入代理事務                                                                                                  | 191 |
| 1. 事務取扱基準                                                                                                   | 192 |
| 口座振替の条件 (192)／受入帳票 (193)／振替の手続 (196)／実費および手数料 (197)                                                         |     |
| 2. 契約関係                                                                                                     | 197 |
| 預金口座振替契約書 (ひな型) (198)／預金口座振替依頼書 (201)                                                                       |     |
| 第6章 銀行取引約定書ひな型                                                                                              | 203 |
| 1. 概要                                                                                                       | 203 |
| 2. 約定書ひな型作成の経緯                                                                                              | 204 |
| 3. 約定書ひな型の内容                                                                                                | 210 |
| 約定書の適用範囲 (210)／手形割引の性格 (211)／期限の利益の喪失 (212)／差引計算 (213)／手形の呈示・交付 (214)                                       |     |
| 第7章 税制に関する問題                                                                                                | 225 |
| 第1節 預金利子課税の変遷                                                                                               | 225 |
| 1. 第2次大戦終了時までの利子課税                                                                                          | 225 |
| 預金利子に対する課税のはじまり (225)／総合課税と源泉選択課税 (226)                                                                     |     |
| 2. 戦後インフレ下の利子課税——徴税強化と貯蓄増強の矛盾およびその解決策——                                                                     | 227 |
| 源泉徴収制度の発足と源泉選択課税 (227)／無記名定期預金の創設と割増金付貯蓄の非課税 (227)                                                          |     |
| 3. シャウプ勧告と預金利子課税                                                                                            | 228 |
| 4. 租税特別措置による預金利子課税の優遇——シャウプ税制の修正——                                                                          | 230 |
| 源泉選択課税と無記名定期預金の復活 (230)／源泉分離課税の採用と割増金課税 (231)／長期預金の優遇 (232)／預金利子課税全免措置 (232)／長期預金の非課税とその他預金の分離課税 (233)／減税預金 |     |

## 8 目 次

|                                                                                                     |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 制度 (233)／その後の特別措置 (234)                                                                             |     |
| 5. 利子課税に対する税制調査会の批判と最近の動向                                                                           | 235 |
| 6. 国民貯蓄組合制度と少額貯蓄非課税制度の変遷                                                                            | 236 |
| 国民貯蓄組合制度の変遷 (236)／少額貯蓄非課税制度の発足 (239)                                                                |     |
| 第2節 貸倒準備金(引当金)と価格変動準備金                                                                              | 241 |
| 1. 貸倒準備金制度                                                                                          | 241 |
| 貸倒準備金の創設 (241)／繰入限度の引上げ (243)／中小企業向貸出<br>についての貸倒準備金の増増し (243)／繰入限度の引下げと評価性<br>引当金の性格の明確化 (244)      |     |
| 2. 価格変動準備金制度                                                                                        | 246 |
| 価格変動準備金の創設 (246)／制度の拡充 (247)／繰入率の縮小 (248)                                                           |     |
| 第3節 税務調査と銀行秘密                                                                                       | 251 |
| 1. 問題点                                                                                              | 251 |
| 2. 税務調査                                                                                             | 251 |
| 意義 (251)／任意調査と強制調査 (253)／罰則 (254)／地方税関係 (255)                                                       |     |
| 3. 銀行秘密                                                                                             | 255 |
| 意義 (255)／法的根拠 (256)／義務違反 (257)／義務違反とならない場<br>合 (257)／無記名定期預金 (257)                                  |     |
| 4. 税務調査と銀行秘密との関係                                                                                    | 258 |
| 序説 (258)／預貯金等に対する税務調査の緩和措置 (259)／税務調査<br>に対する国税庁の注意 (263)／税務調査と銀行秘密との限界 (265)／<br>円滑な税務調査について (266) |     |
| 第8章 投融資に関する問題                                                                                       | 269 |
| 第1節 資金調整活動                                                                                          | 269 |
| 1. 概説                                                                                               | 269 |
| 2. 戦後の資金調整活動の推移                                                                                     | 270 |
| 終戦直後から昭和25年頃まで (270)／融資自主規制委員会 (272)／<br>投融資委員会 (278)                                               |     |
| 3. 資金調整委員会                                                                                          | 283 |

## 資金調整委員会の設立 (283)／資金調整委員会の活動状況 (289)

|                                                        |     |
|--------------------------------------------------------|-----|
| 第2節 外航船舶建造融資制度の概況                                      | 294 |
| 1. 計画造船                                                | 294 |
| 計画造船内容の推移 (296)／計画造船と融資条件の推移 (296)                     |     |
| 2. 利子補給制度                                              | 306 |
| 外航船舶利子補給および損失補償法等の成立 (307)／利子補給の停止の復活 (309)            |     |
| 3. 海運企業再建整備と利子補給                                       | 313 |
| 利子補給法の改正 (313)／利子猶予措置 (314)                            |     |
| 4. 自己資金船                                               | 316 |
| 5. 海運企業の再建整備                                           | 319 |
| 6. 今後の外航船舶建造融資についての課題                                  | 322 |
| 第3節 銀行融資に関する共同準則                                       | 326 |
| 1. 背景                                                  | 326 |
| 2. 金融制度調査会特別委員会における審議                                  | 328 |
| 3. 国会等における審議                                           | 330 |
| 国会（衆議院大蔵委員会を中心として）(330)／経済審議会・経団連 (330)                |     |
| 4. 全銀協における審議                                           | 331 |
| 5. 「銀行融資に関する共同準則」の内容                                   | 332 |
| 前文について (332)／「共同準則」について (333)                          |     |
| 6. 金融制度調査会の見解                                          | 337 |
| 7. その後の経緯                                              | 340 |
| 預貸率運営要綱の改定 (341)／「設備投資の自主調整に対する銀行の協力」に関する運営要綱の新設 (344) |     |
| 第9章 MICR方式と共同コード                                       | 347 |
| 第1節 MICR方式                                             | 347 |
| 1. 概要                                                  | 347 |

## 10 目 次

|        |                                                                                                                                             |     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 2.     | MICR 方式実施に関する申合せ                                                                                                                            | 349 |
|        | 字型 (350)/MICR 用の用紙 (350)/フィールドの使用区分・使用<br>方法 (350)/統一手形交換所番号・統一銀行番号 (352)                                                                   |     |
| 3.     | MICR 方式における金額欄の使用                                                                                                                           | 353 |
|        | 金額印字の対象 (355)/誤印字の訂正方法 (356)/誤印字のまま持ち<br>出された場合の措置 (356)                                                                                    |     |
| 4.     | 金額印字証券の交換持出方法                                                                                                                               | 357 |
| 第 2 節  | 金融機関共同コード                                                                                                                                   | 358 |
| 1.     | 概 要                                                                                                                                         | 358 |
| 2.     | 使用範囲                                                                                                                                        | 359 |
| 3.     | 共同コードの組成                                                                                                                                    | 359 |
| 4.     | 共同コードの管理                                                                                                                                    | 361 |
| 第 10 章 | 広告および集金に関する合理化措置                                                                                                                            | 369 |
| 第 1 節  | 広告合理化措置について                                                                                                                                 | 369 |
| 1.     | はじめに                                                                                                                                        | 369 |
| 2.     | 広告合理化措置の経緯                                                                                                                                  | 397 |
|        | 東京銀行協会広告合理化措置の決定とその変遷 (397)/全銀協広告<br>合理化措置の成立と変遷(その 1) (401)/全銀協広告合理化措置の<br>成立と変遷(その 2) (405)/むすび (410)                                     |     |
| 第 2 節  | 集金合理化措置                                                                                                                                     | 412 |
|        | 終戦前 (412)/戦後 (413)                                                                                                                          |     |
| 付 録    |                                                                                                                                             | 419 |
|        | 少額貯蓄非課税制度関係国税庁通達 (419)/同 地 振 込 制 取 扱 要 綱<br>(431)/同 地 振 込 制 取 扱 細 目 (435)/金融機関における 各種文書の印<br>紙税法上の取扱一覧表 (438)/弁済契約書関係, 条件変更関係の取<br>扱い (447) |     |
|        | 通達・様式・表一覧                                                                                                                                   | 449 |
|        | 索引                                                                                                                                          | 452 |

## 第1章 銀行業務と銀行協会

### 序説 銀行団体の自治機能

銀行協会は民間の銀行を構成員とする業者団体である。東京、大阪、名古屋の主要都市をはじめとして、全国71ヵ所に、その地域の銀行をメンバーとする銀行協会がある。そして、各地の銀行協会の連合組織として、全国銀行協会連合会が東京に置かれている。全国銀行協会連合会のうちもっとも大きな協会である東京銀行協会の前身は、明治10年にまでさかのぼる。択善会（明治10年～同13年）、東京銀行集会所（明治13年～昭和20年）、東京手形交換所（明治33年に集会所より独立～昭和20年）、東京銀行協会（昭和20年～現在）と、事実上90年の歴史をもっている。その間、銀行業者の団体として、銀行業が当面する諸問題を処理してきたが、それは銀行業の特性からして、国の財政金融に関する事項から、一般銀行業務の改善・合理化事項にいたるまで、広範囲なものであった。銀行協会の歴史は、その前史を含めて、銀行業発展史の一つの側面を物語るものといえる。

一般的にいて、業者団体はその業界の共通の利益を守り、共通の利益を代弁し、共通業務についての改善・合理化をはかるための自治組織である。銀行協会もその例外ではないが、銀行業にはのちに述べるような公共的使命があるために、やや高次の観点からものをみる必要がある点が異なっている。業者団体としての銀行協会の自治機能は、とくに、戦前において十分に発揮されていた。たとえば、手形交換制度の確立、預金利子協定、手数料徴収規定などはその好例である。

## 1. 戦前の自治機能

手形交換所の創立は、大阪が早かったが（明治12年）、東京で  
**手形交換規則**

は、明治20年に、ニューヨーク手形交換所の交換規則を参考にして規則を作り東京手形交換所を創立した。手形取引の普及、手形交換所の創立は、折善会および東京銀行集会所初期のもっとも重要な仕事であった。交換規則はその後何度も改正整備されたが、爾来今日にいたるまで、交換所加盟銀行を拘束する自治規則として認められている。

国の法律である商法（明治32年）、手形法（昭和9年）や小切手法（昭和9年）の制定より早く作られたという事情から、「手形法、小切手法等の国家の定めた法令も手形交換所について一部規定しており、またこれら法律の規定により手形交換所は法務省の指定をうけているが、手形交換の内容、すなわち、その手続、効力はすべてこの交換規則で定められている。ところで、交換規則は銀行協会が制定し、手形交換に参加するすべての金融機関に適用され、またそのかぎりにおいて効力をもっており、その法律的性質は、手形交換所構成員の交換契約または自治規則である」（注）とされている。

（注） 上原聡著『手形交換』本講座第10巻36ページ参照。

戦後、独占禁止法（昭和22年）制定の際も、法務省指定の手形交換所の固有業務については、独占禁止法第8条第1項各号の事業者団体の禁止行為規定の対象から除外された（注）。これは、交換規則が事業者団体の構成員を拘束するものであっても、規則を守ることが信用秩序の維持に不可欠であるという性質からきている。交換規則のうち、手形の支払義務者に対する制裁を規定した取引停止処分制度についても、結局、信用秩序に弊害をおよぼす不渡手形の横行を防止し、手形の信用を確保するという公共的使命を認めると同時に、加盟銀行に対しては、交換決済に際し自己資金により不渡手形の代払いをするというような不利益を除去する自衛手段として、その適法性が認められたと思われる。

（注） 手形交換所の固有業務は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律」の第2条の3によって適用除外されているが、固有業務の範囲については定めがない。

### 預金利子協定・ 手数料協定

預金利子協定は、当初（明治30年代）、京都、神戸、大阪、東京などにおいて、有力銀行間の自主的な紳士協定として結ばれたが、罰則をとまなわぬこともあって、必ずしも実効をあげえなかった。真に実効をあげるようになったのは、大正7年に、6大都市で成文の預金利子協定（最高限度の申合せ）が成立してからのことであった。預金利子協定は、その後、全国各地に波及することになるが、協定を結ぶにいたる事情は、第1次世界大戦が始まって、戦争景気から資金需要が旺盛となり銀行間の預金獲得競争が激化した結果、銀行経営の健全性がおびやかされ、あるいは預金・貸出金利の高騰から経済界への悪影響が懸念されたからである。

預金利子協定加盟銀行の範囲は、京都、神戸、大阪、名古屋では当初から銀行集会所加盟銀行のすべてを包含する協定であったが、東京、横浜では、当初、銀行集会所および手形交換所とは別個独立のものとして発足している。しかし、大正14年になって、交換所に加盟するためには預金利子協定に加盟することを条件としたので、組織は別であっても両者の加盟銀行（したがってまた集会所加盟銀行）は同一となった。この協定は制裁規定のほか、預金受払いのために集配人を派遣することを禁止するなどの項目も加えられたため、協定はよく守られ銀行の健全経営に大きな役割を果たした。

手数料徴収規定は大正10年の不況期に定められているが、これはまず、当時唯一の全国的な銀行業者団体であった全国手形交換所連合会（注）で基本方針が決められ、具体的には、各地の実情に応じて各地の手形交換所によって協定が作られ実施された。東京では、送金、当座口振込、代金取立手形、代理事務、保護預り、保証の6種類についての手数料が決められた。これら手数料は実費主義にもとづき最低料率を定めたものである。

（注） 銀行団体の歴史は当初に述べた通り、まず摂善会が設立され、それを発展的に吸収した形で東京銀行集会所が設立されたが、手形交換業務が次第に整備された明治33年には、加盟銀行の要望により東京手形交換所は東京銀行集会所から分離独立した。交換所が独立して以来は、銀行業務、金融問題についての協議要望等は、主として交換所が行なうことになった。これは自治組織としての性格が集会所より強力であったことによる。各地の手形交換所の連合組織としての全国手形交換所連

合会は、明治36年に成立した（大正9年までは交換所組合銀行連合会）。年1回の開催で当時の全国銀行大会とでもいうべきもので、開催地の交換所がそのつど事務局を担当した。

以上のほか、銀行業務の改善・合理化に関しては、択善会から今日に至るまでさまざまな問題が採りあげられているが、銀行が使用する各種の証書、手形などの規格、様式の改正、統一がそれぞれ必要な時期に決められている。特記事項としては、昭和2年の金融恐慌のあと銀行業務全般にわたって検討を加えた結果、東京手形交換所、大阪手形交換所の両者協議のうえ、紳士協定として「銀行業務改善申合事項」を決めたことがあげられる。この申合せは、主に銀行の債権保全を目的とする措置を内容としたものであったが、付利単位の設定、預金勧誘の禁止などの事項も含まれていた。

また、昭和13年には、東京手形交換所、大阪銀行集会所の両者が協議し、内国為替契約書および関係諸証券（22種類）の規格、様式を定め、両者の連名で全国の銀行に照会し全国的な統一をはかったこと、などもあげられよう。

## 2. 銀行団体の解体

昭和12年7月、日華事変が勃発してからは、銀行団体の自治機能はしだいに縮小された。15年9月、結城日銀総裁を会長として全国金融協議会が設立されたが、この協議会に参加するため、手形交換所連合会は規約を改正し、常設機関となった。協議会は当初8団体<sup>（注）</sup>で構成され、事務所は東京手形交換所内におかれ、幹事には日本銀行から1名のほか全国手形交換所連合会常務理事が選任された。このように協議会はまだ民間の自治団体としての性格を多分に残していたが、それは金融統制の進展に対する金融界としてのせいっぱいの抵抗であった。

（注） 全国金融協議会設立時の8団体は、日本銀行、全国手形交換所連合会、全国地方銀行協会、全国貯蓄銀行協会、農工銀行同盟会、信託協会、生命保険会社協会、産業組合中央金庫である。

ところが、翌16年7月には、政府の「財政金融基本方策要綱」が発表され、金融機関に対する統制強化の方針が打ち出され、全国金融協議会の構成団体も